

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の不還付)</p> <p>第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料、前条の規定に基づき免除された授業料及び法第8条第1項の規定により減免された授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>(授業料等の不還付)</p> <p>第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料、前条の規定に基づき免除された授業料並びに法第8条第1項の規定により減免された授業料及び<u>入学料</u>については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学検定料を免除することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の農業大学校条例第13条の規定は、同年4月1日以後に入学を許可された者が納付した入学料について適用する。